

令和6年度 一時保育のご案内（認可保育所等）

一時保育とは、保護者の方が仕事や病気などで保育できないときや、育児疲れの解消のため一時的に子どもを預けたいときなどに、児童をお預かりする制度です。一時保育を利用したい理由や保護者等の状況によって、利用できる一時保育の種類が（A）非定型保育と、（B）緊急保育に分かれます。

（A）非定型保育

利用できる方

保護者等が就労（月64時間以上）・職業訓練・就学・出産・疾病・入院等により、家庭での保育が断続的に困難な方。

【注】育児休暇取得中の方、求職中の方はご利用できません。

利用できる年齢

おおむね1歳～就学前

利用できる日数と時間帯

週2日～6日の保育所の通常開所時間内で、かつ保護者等が児童を保育できない時間帯に利用することができます。両親どちらかの仕事がお休みなどで保育可能なときは、非定型保育を利用することはできません。また、時間を延長する場合は、別途延長保育料金がかかります。

保護者負担額

3歳以上児は、保護者負担額が原則無料となります（上限37,000円）。ただし、食材料費は保護者負担となります。

3歳未満児は、保護者の市町村民税額に応じて、1日あたりの単価を算定します。

※無償化対象施設に関しては別紙「山形市一時保育 実施園一覧」をご覧ください。

※児童の年齢は、非定型保育を利用する年度の4月1日現在の年齢とします。

利用申請に必要な書類

- ・利用申込書
- ・非定型保育を利用するにあたって、保護者等が保育できないことを証明する書類（就労証明書や在学証明書、診断書等）
- ・課税証明書 ※該当する方のみ
（令和6年4～8月利用で令和5年1月1日に山形市に住民登録がなかった方→令和5年度分、令和6年9月～令和7年3月利用で令和6年1月1日に山形市に住民登録がなかった方→令和6年度分）
- ・母子健康手帳

申込み先と締切

利用申込書の受取と提出は、利用希望施設へ直接行います。申込締切は、利用したい月の前月18日です。

※その後市にて利用料算定等の審査がありますので、期日厳守でお願いします。18日が日曜・祝日の場合は、その直前の平日が締切です。

★非定型保育は、すべての保育所で実施しているものではありません。実施園や申込みの手順、その他注意事項に関しては、別紙「一時保育利用にあたって」をご覧ください。

〈山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）について〉

本事業により、幼児教育・保育の無償化の対象とならない市町村民税所得課税額97,000円未満の世帯の子ども（C～D3階層）の保育料は、1/2に軽減されます。軽減方法は保育料を施設に納付後、市へ交付申請に基づき補助金を交付します。補助金の交付申請時期、申請書類等は別途ご案内します。

(B) 緊急保育

利用できる方

保護者等が冠婚葬祭への出席や育児疲れの解消等の理由で一時的に保育困難な方。

【注】育児休暇中の方、仕事をしていない方もご利用可能です。

利用できる年齢

おおむね1歳～就学前

利用できる日数と時間帯

1回の申請につき14日以内

保育時間はおおよそ8：30～16：30

保護者負担額

園により異なります。

公立保育所の場合 1日あたり：3歳未満児 2,500円、3歳以上児 1,500円

【注】兄弟が認可保育所等を利用中もしくは兄弟で緊急保育を利用していても、料金の軽減はありません。第3子無料化も対象外です。

【注】3歳以上児又は0～2歳児の非課税世帯の子どもで保育の必要性が認められた場合、市への申請によって保護者負担額が無償化になることがあります。ただし、食材料費は保護者負担となります。

【注】無償化対象施設に関しては別紙「山形市一時保育 実施園一覧」をご覧ください。

利用申請に必要な書類等

- ・利用申請書
- ・母子健康手帳、健康保険証

【注】お子さんにアレルギー等がある場合は、申請時に申し出てください。

申込み先と締切

利用希望日の約1週間前までに利用希望施設に申請してください。ただし、急を要する場合はこの限りではありません。

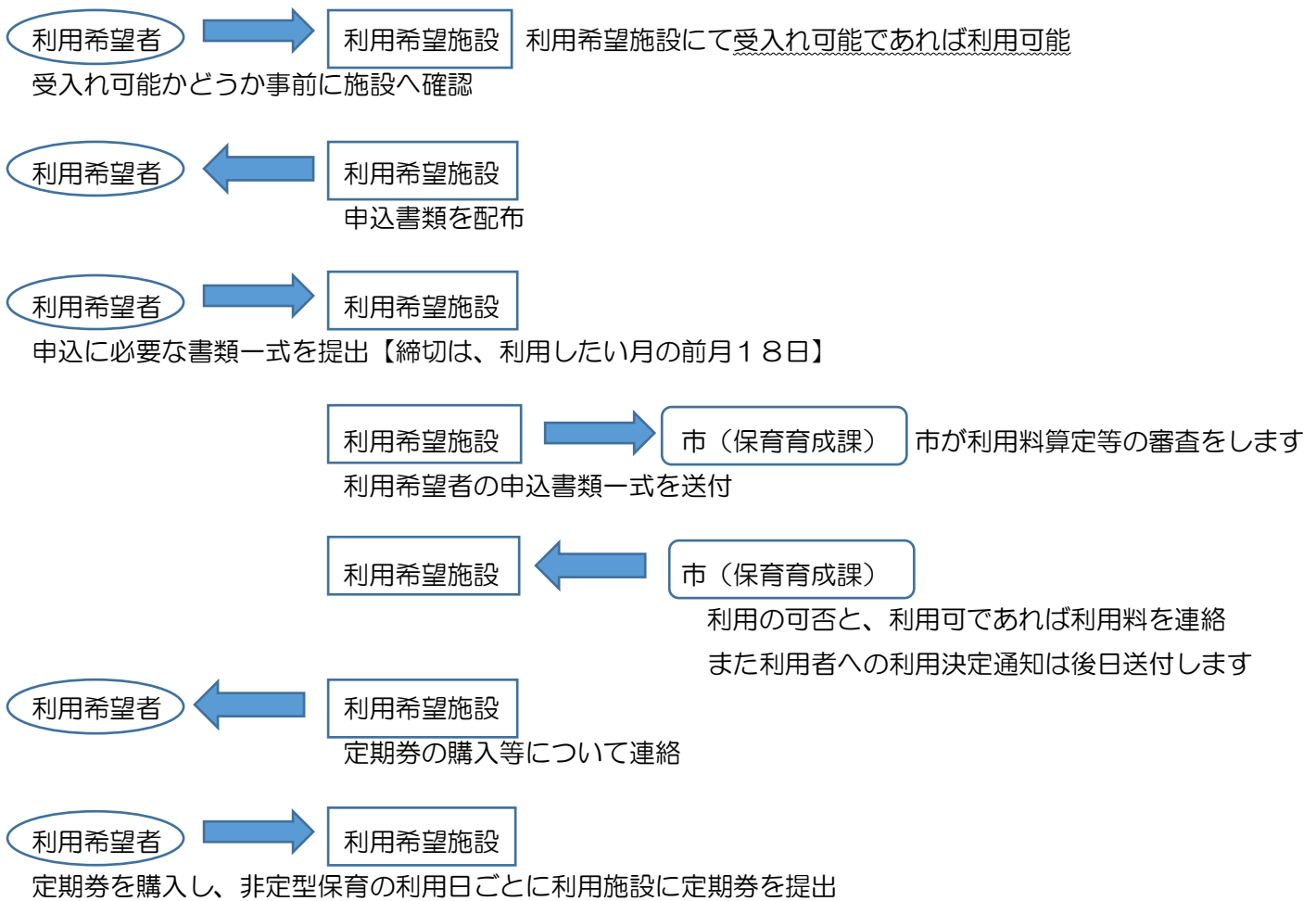
利用時の持ち物の例（園によって異なりますので、事前にご確認ください。）

1～2歳児		3歳以上児	
オムツ1日分（5～6枚）、おしりふき ※少し多めに。オムツがとれた場合は不要。		昼食（ごはんのみ） ※おかず（副食）は、保育園で用意します。	
着替え用衣類 ※ おもらしをしやすい場合は多めに (1)下着(上) (2)オムツをしていない場合はパンツ (3)ズボン (4)上着 (5)くつ下 (6)ビニール袋（汚れ物入れ）2枚		着替え用衣類 ※ おもらしをしやすい場合は多めに (1)下着(上・下) (2)ズボン (3)上着 (4)くつ下 (5)ビニール袋（汚れ物入れ）2枚	
食事前エプロン 1枚	バスタオル 1枚	箸、コップ 各1	バスタオル 1枚
おしぼり・おしぼりケース 各1	上履き 1足	おしぼり・おしぼりケース 各1	上履き 1足
※ 緊急保育で持ち物を準備できない場合は、利用施設と相談してください。			

★緊急保育は、すべての園で実施しているものではありません。実施園については、別紙「一時保育利用にあたって」をご覧ください。

令和6年度 一時保育利用にあたって（認可保育所等）

●非定型保育の申込み手順について



●非定型保育利用の注意点

- (1) 各施設で受入れできる人数に限りがありますので、利用できない場合があります。
- (2) 申込みした内容に変更がある場合は、利用施設にお知らせください。
 - ・住所、家族構成、勤務先、勤務時間 などに変更があったとき
 - ・利用する曜日や時間を変更したいとき
 - ・利用を中止したいとき
- (3) 定期券は、当該月に限り利用出来ます。なお、利用日に利用しなかった場合でも利用料金の払い戻しはできませんのであらかじめご了承ください。
- (4) お子さんの送迎は、原則として保護者の方にさせていただきます。
- (5) お子さんの状況（アレルギー等）をお知らせ下さい。
- (6) 非定型保育の利用にあたってお持ちいただく物は、着替えやコップ、はしなどですが、利用する保育所によって異なります。詳しくは希望保育所にお問い合わせください。
- (7) 非定型保育は、同居親族が仕事等の理由により家庭において保育ができない児童が対象になります。非定型保育を利用中に家庭で保育できる状況になりましたら、利用停止となります。
 - ・育児休暇期間中の慣らし保育はできません。育児休暇が明け職場復帰する日が利用開始日です。
 - ・利用中に両親のどちらかが仕事を辞められた場合、その翌日から利用停止となります。
 - ・利用中にご兄弟がお生まれになった場合、産後8週間を過ぎたら利用停止となります（育児休暇を取らずに職場復帰する場合は継続してご利用いただけます。）。
 - ・同居している親族が児童を保育できる場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。

山形市一時保育 実施園一覧

※実施を（予定）する施設であっても、利用申込時の園での利用定員の状況等によって、受入れができない場合がありますので、ご了承ください。

●無償化対象施設

民間立保育所

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
ほほえみ保育園	北山形 1-6-5	643-7176	○	○
南山形すくすく保育園	大字松原 159-1	688-2524	○	—
マリアこまくさ保育園	上桜田 5-11-16	676-7822	○	○
とちの実保育園	南四番町 3-11	666-8899	—	○
嶋保育園	嶋北 2-11-18	679-5028	○	○
飯塚はらっぱ保育園	飯塚町 1447-4	666-6835	—	○
はやぶさ保育園	大字沼木 1139-16	664-1701	○	○
しらかば保育園	久保田 3-5-24	645-1048	—	○
ニチイキッズ 山形まえた保育園	前田町 17-24	615-1612	○	—
大谷保育園	大字千手堂 545-1	665-5974	○	○
セロン北保育園	立谷川 2-938-18	686-9211	○	—
ドレミ保育園	馬見ヶ崎 3-6-11	681-7166	○	○
アスクみはらしの丘保育園	みはらしの丘 3-3-1	695-3864	—	○
ひらつか保育園	落合町字千歳 63-3	622-6332	○	—
セロン南保育園	若葉町 12-38	633-4154	○	—
ニチイキッズ 山形みっかまち保育園	三日町 1-3-25	627-5020	○	—

公立保育所

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
つばさ保育園	幸町 11-3	634-6252	○	○
あたご保育園	小白川町 5-21-12	622-8527	○	○
さくら保育園	緑町 1-9-45	622-5682	○	○

認定こども園（保育所型）

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
山形認定こども園 あすなる園	上町 2-5-36	644-7663	○	—
星幼稚園認定こども園	南原町 3-4-29	632-3164	○	○
認定こども園つくも保育園	銅町 2-19-1	622-7623	○	○
みどりのもりこども園	緑町 3-7-7	623-7800	○	○

認定こども園（幼保連携型）

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
諏訪の杜保育園	諏訪町 1-1-47	633-5325	○	○
ひまわりこども園	片谷地 59	666-6121	○	○
金井こども園	陣場 3-12-60	681-0371	○	○
べにばなこども園	伊達城 2-9-7	686-2140	○	○
認定こども園杉の子	瀬波 1-2-7	681-8120	○	○
出羽こども園	大字千手堂字沢田 203-5	684-3018	○	○
キンダー南館こども園	南館 5-7-50	644-2030	○	○
キンダーこども園	宮町 2-4-13	622-7438	○	○
南沼原ひまわり幼保園	高堂 1-7-30	645-4726	○	○
こども園 ちとせ	落合町柿檀 386-4	623-8874	○	○
こども園 ののはな	花楯 2-12-2	666-4666	○	○
木の実こども園	木の実町 14-15	633-1622	○	○
木の実西部こども園	南石関 30-1	647-4883	○	○
木の実北こども園	旅籠町 1-9-5	674-6500	○	○
蔵王めぐみこども園	蔵王南成沢 62-1	688-2305	○	○
松波大谷幼稚園	松波 3-4-20	632-6833	○	○

認定こども園（幼稚園型）

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
出羽大谷幼稚園	大字千手堂 545-1	684-7956	○	○
大谷幼稚園	緑町 3-7-67	666-7981	○	○
さくらんぼ幼稚園	大字長谷堂 1111-3	688-2413	○	○

※実施を（予定）する施設であっても、利用申込時の園での利用定員の状況等によって、受入れができない場合がありますので、ご了承ください。

利用に関するお問合せと申込み：各保育園へ
 制度に関するお問合せ：山形市保育育成課へ
 TEL：023-641-1212（内線536）